

## 「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

平成 26 年 4 月からの消費税率引き上げに伴い、子育て世帯の家計への負担を減らし、消費の下支えを図るために、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

平成 26 年 1 月 1 日時点で住民票のある市区町村への申請が必要となります。

**申請受付は 7 月からとなります。**

【支給対象】平成 26 年 1 月分の児童手当の支給を受ける方（特例給付の支給を受ける方を含む）で、平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方（下表参照）

※平成 24 年の所得が児童手当の所得制限限度額以上であっても、平成 25 年の所得が所得制限限度額を下回っていれば、子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けることができます。

【対象児童】支給対象者の養育する児童手当の対象となる児童

・平成 26 年 1 月分の支給対象児童であれば、申請時に中学校を卒業している場合であっても対象児童に含まれます。

児童手当の所得制限限度額		
扶養親族等の数	所得制限限度額	収入額の目安 ※給与収入のみで計算
0 人	622 万円	833.3 万円
1 人	660 万円	875.6 万円
2 人	698 万円	917.8 万円
3 人	736 万円	960.0 万円
4 人	774 万円	1002.1 万円
5 人	812 万円	1042.1 万円

※ただし、次の児童は対象外です。

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
- ・生活保護制度の被保護者にあたる児童
- ・平成 26 年 1 月 1 日以後に亡くなられた児童

【支給額】対象児童 1 人につき 10,000 円

【申請の手続き】平成 26 年 1 月分児童手当支給対象者の方には、6 月下旬に申請書を郵送します。公務員の方は、職場からの証明書と申請書類を持参し、市役所 1 階 8 番子育て支援課子育て支援係窓口までお越しください。

【受付期間】7 月 1 日(火)～9 月 30 日(火)

※受付期間は 3 か月間です。早めに申請してください。

【注意事項】・原則として、受付期間外の申請や、平成 26 年 1 月 1 日時点で福生市に住民票がない方の申請は受け付けられませんので、ご注意ください。

・公務員の方は、「証明書」「申請書」を申請時まで大切に保管してください。

・「臨時福祉給付金」の対象となる場合は、別途、申請が必要です。

【問合せ】子育て支援課子育て支援係 ☎ 551・1737

○所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族 1 人につき 60,000 円を加算した額

○扶養親族等の数が 6 人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5 人を超えた 1 人につき 38 万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは 44 万円）を加算した額



## 臨時福祉給付金のお知らせ

臨時福祉給付金は、4 月からの消費税率引き上げに伴い、所得の低い方々への負担を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として支給されます。

【対象】平成 26 年 1 月 1 日に福生市に住民登録があり、平成 26 年度分の市民税（均等割）が課税されない方（年齢制限なし）。ただし、ご自身が課税者の扶養となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となります。

【給付額】1 人につき 10,000 円。さらに老齢基礎年金、障害基礎年金等の受給者には、5,000 円が加算されます。

【申請受付】7 月 1 日(火)からの予定です。

【問合せ】6 月にコールセンターを設置し、専用ダイヤルで対応の予定です。

※申請手続き等は、現在準備中のため、詳細は 6 月に配布するチラシをご覧ください。

▼臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金に関する振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意を

市や厚生労働省などが次のようなことを行うことは絶対にありません。

・ATM（銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いしたり、手数料などの振込みを求めること

・現時点で、市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会すること

【問合せ】社会福祉課庶務・福祉計画担当

☎ 551・1735

## 児童館で遊ぼう！ (5 月その 1)

【田】田園児童館 ☎ 552・3133

【武】武蔵野台児童館 ☎ 553・8822

【熊】熊川児童館 ☎ 539・1515

### \*ひろば事業\*

乳幼児と保護者を対象とした、子育て支援事業です。

【熊】遊具開放 DAY 7 日(水)午前 10 時～正午【対象】乳幼児と保護者

【持ち物】着替え、水筒、タオル※いろいろな遊具を開放しています。

【田】ぼんぼこタイム 7 日(水)午前 11 時～11 時 20 分【対象】乳幼児と保護者※工作や体操を中心に行います。

【熊】もちこみカフェ 8 日(木)午前 9 時～午後 1 時【対象】乳幼児と保護者※持参した飲食物でお茶をしながら交流が

できる場です。(時間内出入り自由)

【田】おはなしの日 8 日(木)午前 11 時～11 時 20 分【対象】乳幼児と保護者

※読み聞かせを中心に行います。

【熊】遊具開放 DAY 12 日(月)午前 10 時～正午【対象】乳幼児と保護者

【持ち物】着替え、水筒、タオル

【熊】くまさんひろば「お外であそぼう」13 日(火)午前 10 時 30 分～11 時 30 分

【対象】1 歳 6 か月以上の幼児と保護者

【持ち物】着替え、水筒、タオル

【武】ぴよぴよひろば 13 日(火)午前 10 時 30 分～正午【対象】0 歳児と保護者

※お母さん同士の交流の場です。体操や手遊びもあります。(時間内出入り自由)

【田】よちよちすくすくひろば「お散歩ごっこ」13 日(火)午前 10 時 30 分～正午

【対象】0、1 歳児と保護者

【熊】遊具開放 DAY 14 日(水)午前 10 時～正午【対象】乳幼児と保護者

【持ち物】着替え、水筒、タオル

【田】ぼんぼこタイム 14 日(水)午前 11 時～11 時 20 分【対象】乳幼児と保護者※工作や体操を中心に行います。

【熊】もちこみカフェ 15 日(木)午前 9 時～午後 1 時【対象】乳幼児と保護者

※持参した飲食物でお茶をしながら交流ができる場です。(時間内出入り自由)

【武】遊具開放 DAY 15 日(木)午前 10 時 30 分～正午【対象】1 歳 6 か月以上の幼児と保護者※大型遊具で自由に遊べ

ます。体操、おはなしもあります。(時間内出入り自由)

【田】おはなしの日 15 日(木)午前 11 時～11 時 20 分【対象】乳幼児と保護者

※読み聞かせを中心に行います。

【熊】遊具開放 DAY 19 日(月)午前 10 時～正午【対象】乳幼児と保護者

【持ち物】着替え、水筒、タオル

※各館とも、事業終了後、子育ての悩み相談や情報交換を行っています。

### \*多世代交流事業\*

【熊】くまっこまんぷく DAY 5 日(祝)正午～午後 3 時【対象】どなたでも参加可。

※おいしい企画とたのしい企画があります。

### \*季節の行事事業\*

【武】子どもの日スペシャル 5 日(祝)午後 1 時 30 分～3 時 30 分【対象】幼児と保護者・小学生※いろいろな遊びに挑

戦しよう！

## ファミリー・サポート・センター講習会

を実施します

ファミリー・サポート・センターでは、子育てのお手伝いをしてくださる方の講習会を実施します。説明会で事業内容の趣旨をご確認のうえ、受講してください。

【説明会日時】5 月 16 日(金)午前 10 時～・6 月 3 日(火)午前 10 時～上記日時でご都合の悪い方はご相談ください。

【説明会の場所】子ども応援館 1 階子育て地域活動室

【説明会申込み】なるべく事前にお電話でお申し込みください。

※託児をご希望の方は必ず事前にお知らせください。

【講習会申込み】5 月 7 日(水)から電話で受け付けます。

【説明会・講習会申込み先】ファミリー・サポート・センター ☎ 553・7511

▼提供会員の登録には、下記の①～⑧すべての講座の受講が必要です(6 月と 11 月で組み合わせ可)。すでにいずれかの講座を受けた方は、未受講の講座のみを受けてください。

▼⑦の受講は、教材費等として 1,400 円必要です。

### ★ 講習会内容 ★

- ①はじめに、ファミリー・サポート・センターとは
- ②子どもの心の発達とその問題
- ③子どもの健康と日常のお世話・遊び
- ④一時保育者として子どもとの関わり合い
- ⑤障害のある子どもの理解
- ⑥預かること・預けること・預けられること
- ⑦子どもの事故防止と応急手当て
- ⑧援助活動をはじめるにあたって(登録)

★ 講習会日時 ※場所はすべて市役所第一棟 2 階 ★

日程(6 月)	時間	内容	日程(11 月)	時間	内容
7 日(土)	午前 9 時 30 分～10 時	①	10 日(月)	午前 9 時 30 分～10 時	①
	午前 10 時～正午	②		午前 10 時～正午	②
	午後 1 時～3 時	③		午後 1 時～3 時	③
14 日(土)	午前 10 時～正午	④	12 日(水)	午前 10 時～正午	④
	午後 1 時 30 分～4 時 30 分	⑦		午後 1 時～4 時	⑦
21 日(土)	午前 10 時～正午	⑥	17 日(月)	午後 1 時～3 時	⑤
22 日(日)	午後 1 時～3 時	⑤	19 日(水)	午前 10 時～正午	⑥
	午後 3 時～3 時 30 分	⑧		正午～午後 0 時 30 分	⑧

◆このほかにも児童館ではたくさんの事業を行っています。小学生対象事業は児童館だよりに掲載していますので、ぜひご覧ください。